

上矢部小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定（令和6年3月21日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

（1）いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（2）いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

（1）委員会の構成員

- 児童指導委員会を母体とし、構成員は学校長、副校長、教務主任、児童支援専任教諭、養護教諭、特別支援コーディネーターとする。随時、当該児童の学級担任や学年主任が参加する。
- 必要に応じて、学校カウンセラー、S S W等心理や福祉等の専門家の参加を求める。

（2）委員会の運営

- 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、毎月1回定期的に開催する。
- いじめの疑いがある場合は、直ちに臨時の「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

（3）委員会の活動内容

- 「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。
- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりをする。
- いじめの早期発見や事案対処のため、情報の収集と記録、情報の共有をする。
- いじめ（疑いを含む）の聞き取り調査等による事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直しをする。（P D C Aサイクルの実行を含む）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

○いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、未然防止に取り組む。

- ・すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育の充実を図り、豊かな心を養う。
- ・Y-Pアセスメントを活用し、社会的スキルの育成を目指す。
- ・遠足や宿泊行事、たてわり活動を通して、仲間を大切にすることを培う。
- ・分かる、楽しい授業を通し、自尊感情を高める。教科分担を通してより多くの教職員が関わり、学年研などで児童理解を図る。
- ・他者との関わりの中で、自己有用感を育む。
- ・児童の委員会活動の中で横浜子ども会議のテーマに沿った具体的な取り組みを話し合い、全校が関わることのできる日常的な活動を通して、いじめ防止に対する意識を高める。

(2) いじめの早期発見

○いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって早期発見に努める。

- ・定期的なアンケートを実施し、実態の把握をする。
- ・子ども教育相談を年間計画に位置付けるなど、児童が気軽に相談できる体制をつくる。
- ・職員会議や児童指導部会等で情報交換を行い、児童理解に努める。
- ・携帯スマホ安全教室を実施し、インターネットを通じたいじめへの対処や情報モラル向上を目指す。
- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修を行う。

(3) いじめに対する措置

○いじめの疑いがあった段階で、教職員は直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

- ・いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保する。
- ・いじめを受けた児童、保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導、保護者に対する助言を継続的に行う。
- ・支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含むプランを策定し、確実に実行する。
- ・いじめが解消するまで、支援を継続する。
- ・必要に応じ、警察、児相等の外部機関や専門家と連携して対応する。

(4) いじめの解消

○いじめの解消の要件

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 教職員等への研修

○「いじめ根絶横浜メソッド」等を活用し、いじめ防止、対応に向けた校内研修を行う。

○特別支援教育に関する校内研修を行う。 外部講師を招く（R5 戸塚療育センターとの連携）

(6) 小中ブロック、学校運営協議会等の活用

○小中ブロック間での教職員間で情報共有を図ると共に、学校運営協議会等を活用し、地域関係者と課題の共有を図り、連携して取り組む。

(7) 取組の年間計画

月	取 組 内 容	
4	クラスの仲間づくり（横浜プログラム） 1年 70 なかよし握手 2年 69 友達列車シュッシュュッシュ 3年 理論編 P17 トントン名前呼びゲーム 4年 76 まねっこ行進 5年 53 手拍子チームワーク 6年 75 たおさずキャッチ YP128「だれにとっても居心地のよい学校づくり」 の話し合い（児童の委員会活動）	第1回いじめ防止対策委員会 ※定例会は以降毎月1回開催 必要に応じ随時開催 委員会活動による話し合いと年間 を通した活動の支援 * 個別指導計画作成について
5	生活に関わるアンケート（Y-Pアセスメント） 新体カテスト（ペア学年） 三浦体験学習	Y-P 検討会 個人面談 子ども教育相談（面談） 小中合同授業研究会・情報交換
6	日光修学旅行 携帯・スマホ安全教室	児童理解職員研修 まちと共に歩む懇話会
7	横浜子ども会議（中学校ブロック）	学校・地域懇話会 特別支援教育研修会
8	横浜子ども会議（区開催）	いじめに関する職員研修 子ども教育相談（面談）
9	横浜子ども会議を受けた活動の見直し	個人面談
10	運動会	
11	生活に関わるアンケート（Y-Pアセスメント） 校内スタンプラリー（たてわり活動）	Y-P 検討会 特別支援教育研修
12	人権週間 いじめ防止月間の取組 アンケート ぴよんぴよんタイム ぴよんぴよん大会 上郷宿泊体験学習	いじめ解決一斉キャンペーン 個人面談（希望制）
1	たてわり活動	いじめ防止対策の点検・見直し
2	スタスタタイム スタスタ大会（ペア学年）	学校運営協議会報告
3	お別れたてわり活動	次年度への引き継ぎ

横浜プログラムより SOSの出し方教育

時期	取 組 の 内 容	活動場面例
11月	1年 120 小さないのちのものがたり	道徳「かがやけいのち」
12月	2年 125 友だちといっしょに体を動かすって 楽しいな。あったかいな。	体育「体ほぐしの運動」
5月	3年 121 命のふしぎ ～ふしぎのふしぎ～	道徳「しょうたの手紙」
	4年 131 自分も相手も大切に伝える方を知ろう	国語・特別活動
12月	5年 123 心の健康～自分なりのすっきり方法を考えよう～	保健
	6年 132 自分も相手も大切に伝える方を 使ってみよう～もしもこんなメッセージが来たら～	国語・道徳

※「自分と友達の命を大切に学習」は、学年ごとに適切な時期に実施する。

※毎月の職員会議や児童指導部会で情報交換をし、実態の共通理解を図る。

※ネットパトロールは適宜実施する。児童タブレットの定期的な管理、点検

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

○いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。

○必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。